

令和3年度 東松山市特定保育施設等利用者負担金徴収基準額表

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		徴収基準額（月額）円 ※（）内は保育短時間認定の場合			
階層	定 義	0, 1, 2歳児 クラス	3歳児 クラス	4, 5歳児 クラス	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0 (0)	円 0 (0)		
B	A階層の世帯を除いた市民税非課税世帯	0 (0)			
C	A階層の世帯を除いた市民税の課税世帯であって、均等割のみの課税世帯	6, 800 (6, 700)			
D 1	A階層の世帯を除いた市民税の課税世帯であって、その所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	1円以上 12, 000円未満			7, 800 (7, 700)
D 2		12, 000円以上 27, 000円未満			8, 700 (8, 600)
D 3		27, 000円以上 48, 600円未満			10, 500 (10, 400)
D 4		48, 600円以上 57, 000円未満			13, 500 (13, 300)
D 5		57, 000円以上 73, 000円未満			16, 500 (16, 300)
D 6		73, 000円以上 82, 000円未満			19, 500 (19, 200)
D 7		82, 000円以上 97, 000円未満			22, 500 (22, 200)
D 8		97, 000円以上 110, 000円未満	26, 700 (26, 300)		
D 9		110, 000円以上 125, 000円未満	31, 100 (30, 600)		
D10		125, 000円以上 140, 000円未満	35, 600 (35, 000)		
D11		140, 000円以上 169, 000円未満	40, 000 (39, 400)		
D12		169, 000円以上 200, 000円未満	43, 900 (43, 200)		
D13		200, 000円以上 250, 000円未満	48, 100 (47, 300)		
D14		250, 000円以上 301, 000円未満	50, 600 (49, 800)		
D15		301, 000円以上 340, 000円未満	52, 400 (51, 600)		
D16		340, 000円以上 397, 000円未満	53, 600 (52, 700)		
D17		397, 000円以上 420, 000円未満	55, 200 (54, 300)		
D18		420, 000円以上 450, 000円未満	57, 600 (56, 700)		
D19		450, 000円以上	59, 500 (58, 500)		

※当該年度の4月1日における年齢です。年度途中で誕生日を迎えても利用者負担額に変動はありません。